

資料 16

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた文化を通じた機運醸成策に関する関係府省庁等連絡・連携会議事業実施推進プロジェクトチームの開催について

平成 29 年 3 月 22 日
2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会
に向けた文化を通じた機運醸成策に関する
関係府省庁等連絡・連携会議議長決定

1. 2020年に向けた文化プログラムを構成する事業の実施についての関係機関相互の調整を目的として、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた文化を通じた機運醸成策に関する関係府省庁等連絡・連携会議の下に、事業実施推進プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を開催する。
2. プロジェクトチームの構成員は、次のとおりとする。ただし、共同座長は、必要があると認めるときは、その他の関係者の出席を求めることができる。

共同座長	内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会 推進本部事務局参事官 文化庁長官官房政策課長
構成員	内閣府知的財産戦略推進事務局参事官 外務省大臣官房文化交流・海外広報課長 経済産業省商務情報政策局サービス政策課長 観光庁観光地域振興部観光資源課長 東京都生活文化局文化振興部長 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 企画財務局次長

3. プロジェクトチームの庶務は、内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局の協力を得て、文化庁において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に関する事項その他必要な事項は、共同座長が定める。